

(別紙2)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造	調剤室の面積		
主たる設備	品目	品目	

※1 薬局の見取図を添付すること。

※2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。